

商 標 権	判決年月日	令和 2 年 3 月 1 9 日	担 当 部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	令和元年(行ケ)第 1 0 1 5 2 号		
○ 原告が登録出願した商標「ベジバリア／塩・糖・脂」（／は改行を示す。）について、登録商標「塩糖脂」と類似するとしてなされた拒絶査定を維持した審決を取り消した事例。				

（事件類型）審決（拒絶）取消

（結論）審決取消

（関連条文）商標法 4 条 1 項 1 1 号

（関連する権利番号等）本願商標 商願 2 0 1 8 － 8 0 9 1 0 号

引用商標 登録第 6 1 2 0 2 3 4 号

（審決）不服 2 0 1 9 － 0 1 0 8 7 1 号

判 決 要 旨

ベジバリア
塩 ・ 糖 ・ 脂

- 1 原告による上掲の商標の登録出願に対し、引用商標である登録第 6 1 2 0 2 3 4 号（「塩糖脂」の文字を標準文字で表して成る。）と類似するとして拒絶査定がなされ、拒絶査定不服審判も成り立たないとされた。指定商品が同一又は類似であることについては争いがない。
- 2 本判決は、本願商標からは「ベジバリア塩・糖・脂」全体として又は「ベジバリア」の部分としてのみ自他識別標識としての称呼・観念が生じる等と認定し、本願商標と引用商標とが類似するとはいえないと判断して、審決を取り消した。

以 上